

総

説

富士見山頂より望む富士



序 章

中富町は富士川沿いに発達した町である
往時は 宿場として甲駿間の要路でもあった

〳甲山四周〳して天につづぎ
百川帰一して富士川の急流をつくり
まことに自ら城をなす郷である

たびかさなる災害の爪あともよく払拭して
国道五十二号線の拡幅整備とともに
いよいよ世に出る若々しい町である

富士の眺めは日本一といわれる富士見山は
自然そのままのハイキングコースであり
群居する野猿は観光開発の機を待っている

山あいにはひなびた情緒の手打沢温泉があり
ふるさとの味の山菜料理とともに
沢歩きや山登りの人々のいこいの場所でもある

四百年の伝統を誇る西島手漉和紙は
「ふくよかに 清く うるわしく ものあわれに」

そのかもし出す独特の味は
工芸品として和紙ブームにのっている

町内各地に自生する町の木「なんてん」は
寒さにも雪にもよく耐えて
〳強い根性〳で赤い花房を立て
清楚な山ゆりの花とともに
里人の好む豊かな色彩でもある

南アルプスを背にして折り重なるやまなみ
そのふところひろがる山里
四季折々の自然が美しくひろがり
酪農と養蚕に生業を託して
ここにも心のふるさどがある

澄みきった空に緑があふれ
失われた自然をここに求めて
都会人のオアシス平須に
いま民宿村も生い育つ

ふと心をひかれた山門 八日市場の大聖寺は
新羅三郎義光までさかのぼり
本尊不動明王は重要文化財であり
長い歴史を木の彫りに秘めて

中世以前の時の流れをまたここに見る

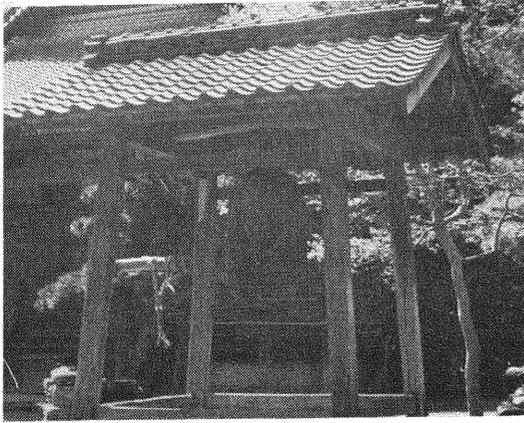
精密工業のめざましい発展は

この町にもいくつかの工場が誘致され

勤勉な河内職人気質はそのままに

近代産業のない手になってきた

古きなごりと新しいいぶきに開く中富町は



大聖寺の鐘ろう（八日市場）

四千年前の肌の温りを甦らせ

豊かな自然の中に静かに語りかけ

遠き将来と偉大な可能性をここに見て

第二の黎明時代を求めるのである

中富町の概観

町の沿革

(一)

上古におけるこの地域の村落が、どんな状態であったかは判然と知る由もないが、大和民族以前すでに丘陵地帯に住居を構えて、何がしかの集落を形成したことは想定できるのである。

それは、昭和四四年の秋、旧大須成村平須地区から発掘された石造遺構や、土器・石器・住居跡などによって推断される。出土した土器は、縄文中期の勝坂式・加曾利E式に属する、四千年から五千年前にあたるもので、二個は、ほぼ完全に復元される予定である。

石造遺構は、「石の記念物」ともいわれ、全国的にも数少ない考古学上貴重な遺物で、古代における石の信仰や、石を霊的对象とした先祖の息吹きがうかがわれる。

これらの土器は、豪華な勝坂式と、やや単調化した加曾利E式のものであるが、いずれも縄文文化のけんらんたる最盛期のもので、この時代を象徴する蛇体文様、懸垂文様の鍔口土器、把手土器

の一部も発掘されている。石鏃は黒耀石の打製のもので、石質は長野県の和田峠のものであり、そのほか、石斧、石匙、凹石等の打製石器類も出土している。この時代、平須部落はいつたい幾人ぐらいが、人口限度であったのかわからないが、日当たりがよく水に恵まれ、しかも富士の眺めの絶佳のこの台地に、四千年前すでに私どもの先祖が居を構えていたことは事実で、地下からこの中富町の過去がよみがえってきたのである。

縄文時代といっても、前後数千年間にわたる文化であり、出土品の性格、質などいろいろ変わっているが、次第に進んでいく人間の歴史の歩みをうかがい知ることができる。そして石器のほかに、金属器が使用されるようになり、農業が生業の主要の中に加えられ、山から低湿地に下り、定着性の問題があらわれ、集落が村落となり、時の流れとともに集約化への道をたどって、本町の各旧村部落が発達したのである。

(一)

有史以後のものについては記録されるものは少なく、多くは口傳伝説の中で祖先の体臭をさぐり、肌のぬくもりに接するにすぎないが、古事記にもイヘムラ(家群)の語があらわれているように、人間の集団群居したところをムラと称し、その村落は、山地、台地、裾野、段丘、扇状地、盆地など立地的条件によって形成されている。その中で、富士川の本流に沿ったところは、自然の脅威に堪えがたいため、他の丘陵地帯や山地に比べて村落形成が遅れていることはうなずける。

ただ、この川沿いにはやや広い氾濫原があるので、山地の集落よ

り密集的となり、近世の街村としての形で発達し、旧原村の飯富、静川村の切石等の商業的中心村落を形成している。古来から本町は甲斐と駿河を結ぶ主要地点に位置し、駿州往還の宿駅や、富士川水運の河港として栄えてきたのである。

一方山間溪谷にあつては、その地形的実情から大集落をつくることができず、直接の住居地は山腹の緩傾斜地で狭少の地である。

ただ、この二つの大小集落の中間的存在として台地があり、いわゆる静岡台地としてその中の小平垣部に、大塩、寺沢、矢細工、古長谷等の小部落が発達し、富士川岸の八日市場、下田原などとともに、今日の中富町の点をなしている。

(二)

平安朝のところに著述された「倭名抄」に、はじめて登場する郷土の川合郷を今の現地に当てると、箱原および、鹿島以南から万沢、十島に至る富士川兩岸の村々を含む地域で、中心は旧下山村付近である。旧幕時代の東西河内領を総称したものであったが、勢力は国中の他の郷に比べて微弱、辺びな郷であったと思われる。

中世になって甲斐一国が武田氏の統一にはいるが、その中で本町を含む東西河内領(南巨摩、西八代)は、穴山氏の再支配をうけるところとなった。天正一〇年武田氏滅亡後もしばらくは穴山氏の版図にあったが、天正一五(一五八七)年穴山勝千代幼くして死に、継嗣もなく、徳川の家臣菅沼藤藏定政が、切石で河内領九千石の領主として寺沢城を守っていた。この城跡は、現在町役場近くの寺沢、城山の城跡である。

天正一八年、菅沼氏が総州の相馬(茨城県南端)に移封された後

は、豊臣秀勝、加藤光泰、浅野長政の領地となったが、慶長五年（一六〇〇）家康の天下統一とともに、徳川の再領となり、義直、忠長を経て一時幕府の直轄となり、再び、徳川綱重、綱豊、柳沢父子私領を経て、享保九（一七二四）年より再度直轄地として以後幕末まで至り、明治維新を迎えたのである。維新後は、徳川幕府三百年の封建制度を破棄して、困難な諸条件とたたかいつつ、文明社会の第一歩を踏み出した。

明治の黎明は、この地域の情勢をも一変し、明治八年四月大須成村（大塩、平須、久成の三か村合併）、同年六月共和村（宮木、下田原、上田原、一色の四か村合併）が生まれ、ついで九年には、曙村（矢細工、古長谷、中山、江尻窪、遅沢、福原、梨子の七か村合併）が、また二三年には切石村（切石、夜子沢、寺沢、手打沢四か村合併）が誕生し（二五年静川村と改名）、昭和八年になって、八日市場村、伊沼村、飯富村が合併して原村となり、西島村とともに中富町の柱となったのである。

町章の制定

紋章。それは、かつては血統や身分を示し、その家の経歴を示し、他に誇るシンボルであった。これは日本人だけが持っているもので、昔からわれわれの祖先は、生活の必要と美化からさまざまなしるしや模様を考え、それをほら穴の岩に刻みこんだり、衣類に織り込んだり、用具などに書きこんだりした。森羅万象をとり入れた図案は、まことにみごとなものゝ縄文土器にみられるような祖先の

美的な欲求が、うかがわれるのである。紋章は日本民族の文化的意欲を表示する民族文化だともいえる。

町章は、こうした自己を誇示する意味のものではないが、会社の社章、学校の校章と同じように、町の発展的段階や、自然環境、それに将来へのビジョンを图示して標識とするものであろう。

昭和三九年五月六日、本町の発足十周年を記念して、甲南中学校で盛大な式典が行なわれたが、その時はじめて町旗が掲揚された。

そして五月の薫風になびく町旗に、町章が燦として輝いたのである。この町章は、町制施行十周年の記念事業の一つとして広く一般より募集し、四月二〇日応募作品五十一一点中より厳選決定したもので、町内飯富の石川多加子の図案である。

図案は、外周りはかたかなの「ト」が三つで「富」を表わしている。この富は、立地条件に恵まれない環境の中で、祖先たちが血と汗で守り育ててきた郷土を、ここに住む人たちの英知と努力で豊かなものにと願いを託している。中央の「中」の字は信玄公の軍配が図案化してある。軍配団扇は、戦国のころ武将が戦場で味方の軍を指揮するために用いたものである。この起源は、一一世紀の半ば（前九年の役）のころといわれるが、実際に多く使用されたのは、室町時代の末期ごろで、羽の部分革でつくり、ここにいろいろの模様を入れてうるしを塗り、柄には鉄を入れてあり、武田信玄のものはとくに有名になっている。郷土の人々にとって武田信玄は偉大な英雄であった。これは今後もいろいろな形で人々の胸中深く生き続けていくことであらう。

「ト」の先は高く、町の自然環境である「峡山峡水」を示してい

る。西部にある富士見山（一六三九・五呎）が最高峰で、これから扇状に東へ斜面をつくって富士川に接している。そのほか、南に烏森山（六四五呎）、富士川を隔てて南南東、下部町と接しているところに、醍醐山（六三四・八呎）があり、これらの間にある西島、手打沢、切石、八日市場、飯富、下田原、宮木の一部が平坦部であるほか、八〇％は山岳および斜面になっている。

切石にある町役場の位置が標高二三六呎で、標高五〇〇呎以上が全町の三分の一を占めているのである。したがって急しゅんな小河川が多く、本流の富士川、早川に注ぐ河川は全長五七〇〇呎の寺沢川を筆頭に一級河川のみで三一を数え、これら河川の流路は傾斜がはなはだしく、平常時は水量が少ないが、いったん大雨に見舞われるとたちまちにして洪水となり、過去幾多の災害に悩み続けて来たのである。

治山治水は、武田信玄統治の時代から変わらぬ民生安定の基礎であり、別稿による本町災害復旧事業も、また町施策の大きな柱となっている。このような意識に根ざしたたくましい意欲の盛り上がりをもめたものを「円」で囲み、一万町民の社会連帯意識の高揚を期待して、町象をこの町章に求めている。

町民歌の制定

本町が、名実ともに今日の形態を示したのは、昭和二九年の四か村合併に続いて、三〇年の原村合併、それに三三年に下部町から分町して編入された富士川沿いの宮木・下田原区の参加のときであ

る。当時の住民登録人口は一〇、四四六人であった。

昭和四二年。それは未曾有の大災害に見舞われた翌年で、町内各所でその復旧事業にけん命の努力を払っている年であったが、町民の融和と、より強くたくましく、そして明るい町づくりを祈念して、みんなが口ずさめる「町民歌」の制定を計画し、次のような経過でその選定をみたのである。

四二年七月二日

町民歌制定委員会発足、委員は次の一四名を委嘱した。
議會議員（代表三名）、教育委員（代表二名）、婦人会会長、青年団団長、農業委員会会長、商工会会長、校長会会長、社会教育委員長、区長会会長。

四二年七月三日

制定委員会で、一般に公募することに決定、山梨日日新聞社の後援を得て全国的に募集した。

四二年九月三日

応募作品、一四〇点（県内二八〇点、県外一二二点）
厳選の結果、次の入選、佳作を決定した。

入選 田島 青一（長崎県）
佳作 西川つとむ（甲府市）
伊藤 美雄（甲府市）
脇 太一（香川県）

なお、作曲は藤山一郎、振付は本町出身の若尾多香に委嘱した。

四三年一月一日

成人式の日、次代をになう若人をはじめ、町民多数参加のもと

に、その発表会を行なった。

(全歌詞別掲)

今日なおスモッグを知らず、山峡の空は澄み、そこにさんさんとふりそそぐ太陽、オゾンをたっぷり含んだ空気が、この美しい自然との調和の中で、産業の開発を進め、豊かな町民生活を実現しようとする願いをこめて、この町民歌が新しい郷土建設への若々しい歌声となつてこだまするとき、中富町はいやが上にも発展していくのである。

町の概観

山梨県は、山河襟帯して自ら城を成す々の土地で、三千疋級の山頂を、二、三百疋の低地から見ることのできる青山四周の郷である。

山とともに育ち、山を友として暮らしてきた郷土山梨、しかも笛吹、釜無をはじめ百川帰一して各地に扇状地と氾濫原をつくりつつ流下して富士川となり、さらに早川をあわせ、やがて駿河湾に流出している。その垂直的变化のはげしい自然は、文化、習俗、気質にも大きな影響を与え、住む人の根性を育ててきたのである。

南巨摩はその南端にあつて、南のはし富沢、南部両町は、静岡県庵原郡と富士郡に、北の増穂町は中巨摩郡に接し、東は富士川をはさんで西八代郡に對し、西は赤石山脈に連なり、急流富士川に沿つた約五十疋級の細長い地形である。

この富士川に境せられてゐる東・西河内は、往時の渡船からいま

や永久橋に変わり、産業・経済・交通・文化と各町村を結合させ、峡南広域行政圏設定にまで発展しようとしているのである。

わが中富町は、郡のはぼ中央に位し、県都甲府から南へ三五疋級の地点にあつて、東は富士川を境として西八代郡六郷町に接するとともに、秋葉山から醍醐山を経て下部町に接し、西は県立自然公園の富士見山(一六四〇疋)のりょう線を境として早川町に、また南は早川を境界として身延町に隣接している。北は一部富士見山のりょう線を経て蟹谷沢を境とし鹹沢町と接している。町役場の位置は、東経一三八度六分二〇秒、北緯三五度二六分四八秒に位し、東西七・八疋級、南北七・五疋級、面積四二・九一平方疋級で、その全面積六〇・四疋が山林で占められている。平坦部は国道五二号線沿いと、富士川東岸の下田原、宮木に一部あるほか、全面積の八〇疋が急傾斜地域で、総耕地面積四七七・四疋(昭和四三年現在)でその比率は、田三一・〇疋、普通畑三九・〇疋、桑園二七・七疋、果樹園二・三疋である。

地形的に山岳地帯が多いため、耕地利用は全面積の一〇疋にとどまつている。したがつて農家一世帯当たりの平均耕作面積は、三七アールで零細農家の代名詞である五反百姓におよばない実情である。

農業総生産額は、五億円程度でこの四二・五疋が養蚕で占められている。しかし第一次産業から得る所得は全体の二二疋のみで、工業生産額の五億円の中の五八・六疋を占める和紙の西島を除いては、出稼ぎ所得にまつものが多い。近年離農および若年労働者の都市への流出とあいまつて、農業従事者は質的にも量的にも減少し、耕地面積は桑園の微増を除いては、年々減少の方向をたどつてい

主要経済指標

区 分		単位	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和52年 (目標年次)	
人世 口帯	人口総数	人	9,783	8,286	7,111	7,553	
	世帯総数	戸	2,018	1,930	1,843	1,850	
就業人口	第1次産業	人 (%)	2,397 (51.1)	1,922 (50.2)	1,774 (46.5)	953 (26.1)	
	第2次産業	人 (%)	1,241 (26.4)	863 (22.6)	952 (24.9)	1,501 (41.1)	
	第3次産業	人 (%)	1,054 (22.5)	1,033 (27.1)	1,085 (28.6)	1,197 (32.8)	
町民1人当たり分配所得		千円	^(37年) 85	167		540	
基幹産業所得額	繭生産額	千円	92,024	157,437	154,206		
	米麦等生産額	〃	54,825	78,764	86,688		
	和紙生産額	〃	143,000	150,000	193,240		
	林業生産額	〃	^(37年) 13,611	14,821			
	第1次産業	〃	^(37年) 199,233	254,211		277,000	
	第2次産業	〃	144,299	430,927		2,004,000	
	第3次産業	〃	552,617	702,211		1,786,000	
自保有自動車	乗用車(軽四含)	台		69	158		
	貨物自動車(普通)	〃		110	173		
	貨物自動車(小型)	〃		80	184		
電話普及台数		台 (%)		336 (26.6)	1,707 (92.6)		
電力需要量 (45.9現在)		契約 口数	電灯	2,895	需用 高 W K	電灯	2,361
			電力	212		電力	1,929

昭和四二年の町民所得は、一人当たり二十万三千四百十二円で県平均の七二・四割にとどまっている。こうした農業の実態からくる所得格差是正のために、工場誘致条例を制定し、昭和四二年以降五〇〇〇〇人規模の三工場を町内に分散誘致し、現在約二〇〇名が就業している。現在の就業者は主として家庭の主婦と、兼業農家の者が多いので今後の産業構造の変化にともない、未来展望に立った労働力の再配分を想定し、その根本的な解決を図る上で、若い労働力の町内定着を確保するため、繁栄条例の制定や、町営住宅の建設、社会教育の充実など積極的な施策の実行に取り組んでいるのである。

次に本町の概要をとらえるために、その主要指標を掲げておき、詳細は各編にゆずることとする。



下田原上空800mから

— 下田原、切石、手打沢、西島 —

中富町の展開

あすの中富町を考える

町村合併による新しい町として誕生し一五年、そこには四千年前にさかのぼる住民の息吹きがあり、百年近い旧村時代の歴史が横たわり、人々の喜び悲しみの足跡が刻まれている。

ある時は光明に輝き、またある時は暗い谷間に夜明けを求め、明日に希望をかけて歩み続けてきたのである。そして今、変転めまぐるしい社会、経済の動向の中で、この町をとりまく地域社会は、激しい変動期に際し、幾多の困難な問題に直面している。

地域の総合的な経営主体である町が、限られた財源の中で当面する地域課題を解決するには、長期的展望に立った計画的な行政の運営が必要であることは、いうまでもない。

この郷土の歴史の中にたぎっている魂を、近代的センスと能力で開発し、地域格差の背景にある自然的条件、人口の減少、生活環境格差、町財政の貧困等重要な命題の解決が迫られている。ここに現状の把握と分析を通じて、これら厚く高い壁を乗り越え、たとえ長い道程であっても、新しい町づくりのため前進をつげようと、長期総合計画の路線を敷いたのである。そしてまずその前提として中富町総点検を行なったが、その中でとくに目につくのは町民の所得である。

昭和四〇年の町民個人所得の総額は、一三億八千七百三十四万円、一人当たり十六万七千四百三十三円（昭和四〇年国勢調査人口八二八六八人）で、日本の国民一人当たり二十二万九千四百九十一円より六万七千五百六十六円少なく、また、県民一人当たり二十万八千八百七十七円より四万六千八百八十四円少ない。

町民所得の三九・九割を占める勤労所得は、五億五千五百五十五万二千円、そのうち農林業の勤労所得は三・九割にすぎず、大部分が第二次、第三次産業からの勤労所得である。

そこで県では、目標年次の昭和五二年には、一人当たりの所得を五十二万二千円とふんでいるが、これは二五〇・六割の伸長率であり、本町では一〇年後（昭和五四年）の一人当たりの所得を三二二・五割の伸びを求め、五十四万円において計画を進めているのである。

経済成長、物価上昇を考えると、一世帯二百万円以上の所得がなければ所得格差を是正することはできない。この危機感を払拭するのに、ひとつは自立できない兼業農家の農地を、自立経営農家に集積し、同時に快適な農村生活ができるように、土地利用区分を明確化し、道路その他の生活環境施設を積極的に整備すべきであり、また過疎現象に対応する適切な方途を講じなければならない。

他方既存産業の国内工業的体質を改めて競争力を培養するための構造改善処置を講ずるとともに、公害のない適切な企業を計画的に誘致造成し、町内の労働力の適切な配分を図り、人口流出を防ぐだけでなく、他町村からの町内産業への就労の促進を図ることが必要である。このことよって、昭和四〇年度においては、第二次産業

従事者は二二・六割（八六三人）であるが、これを四一割（一五〇〇人）に引き上げようとするものである。緑に包まれた美しい自然との調和の中に、公害のない近代産業の発展こそ「美しく、楽しく、豊かに住める中富町」の理想像である。

観光については別項で述べるが、太陽と、緑とオゾンを供給し、都市化しないふるさとの味を、ふんだんに味わえる健全なレクリエーションの場として開発を進め、老人、婦女子の憩いの場だけでなく、青少年の育成の場としてその体勢づくりをおしすすめる。

たとえ山が障壁となろうとも、耕土が狭少であっても、祖先たちが喜怒哀楽の歴史の中で守り育ててきたこの郷土に愛着をもつとともに、それをさらにりっぱなものとして次の世代に引き継ぐ責務を感じるものである。

昭和四四年一月制定し、四五年六月改定した「中富町繁栄条例」は、この中富の将来が青少年の育成にかかっていることを町を挙げて痛感し、その実現のために、子を持つ親へ、町内定着の若者への大きな期待をかけての、愛町運動のひとつであらう。

災害とたたかろう

一、自然環境と本県の宿命

本県は、周囲を二千呎から三千呎級の峻峻な山岳をもって囲まれ、しかも八〇割が山林であり、そのうち五八割が傾斜三〇度以上の崩壊しやすい地形で占められている。しかもこれらの山地を水源とする河川はきわめて短く、したがって河川勾配はなほはだしく急

で大災害の原因をなしているばかりでなく、このことは気象関係にも直接現われて、台風来襲時には想像以上の局地豪雨をもたらしている。また、地殻の侵蝕輪廻から見ても、最も荒廃しやすい壮年期の地形が大部分を占めている。

したがって、これに洪水が加わると大小の山崩れ、地すべり、あるいは河川のはなはだしい侵蝕を起こし、この砂土が一時に下流に押し出し、災害をさらに大きくしているのである。

地質もまた崩壊しやすい秩父古生層、中生代小仏層、新生第三紀御坂層、第四紀洪積層、火成岩層などで、これらの地層に含まれている頁岩、粘板岩、千枚岩のように風化して粘土になりやすいもの、滑りやすいもの、また石灰岩のように水蝕に弱いもの、風化すれば粒状の砂になり、山腹崩壊の主因となるものなど、一般にもろい地盤で形成されている。その上主要河川に流入する大小無数の支流小河川は、いづれも高い山岳に源を發し、地形、地質、気象などの悪条件の中で、豪雨、暴風雨時には、多量の土石流となり、天井川となり、大災害をもたらすのである。このように地質上から見ても、はなはだ不利な立地条件をもっているのである。

富士山の噴火は、有史以来二七回におよんでいるが、實際災害を被った地域は、比較的限られた地域であった。しかし豪雨、暴風雨による風水害はきわめてひんぱんであり、激甚で「地震、雷、火事」よりこわい恐いものは、台風のもたらす災害でまったく避けがたい宿命的年中行事であるといえる。

後嵯峨天皇の仁治三（一二四二）年のころ「鵜沢方面被害甚だし」と七〇〇年以前の記録があるが、県下の風水害は景行天皇の時代か

ら数えて、ひどいものだけでも二〇〇回以上におよんでいるのである。天文一一（一五四二）年の大洪水を起点に、武田信玄の治水工事が本格的にはじまり、明治の代になってから、八年、一一年、一四年、一五年、一八年と、ほとんど三年おきに大災害を被り、本県の民謡「粘土節」の誕生をみたように、堤防改修が為政者の国を治める大きな仕事であった。セメント工法が普及した現在のオーソドックスなものではないとしても、先人の功績は各地の堤としてその光を放っている。

二、本町の特質

本県の風水害がはげしいのは、前述のように地質、地形によるところが多いためであるが、本町もまたその例にもれない。第一に本町の河川は富士川、早川を本流とし、これに一級河川だけで三一を数えるが、何れも流路の傾斜がはなはだしく、豪雨の際は水流が強勢なため山地岩壁を破壊し、巨石、礫岩を流して被害を大きくしている。第二には地盤のもろいことである。凝灰岩層、礫岩層、火山砕屑岩層、泥岩頁岩等、豪雨になるとすべり落ちたり、崩壊して河道をせびめたりしやすい。

第三には、平時は水量が少ないが、運搬された土砂のため、天井川になり、豪雨の際、たちまちはん濫を招くのである。

第四は、百川帰一して富士川となる。集中性の水系のため短時間に、いわゆるのみきれない状況を呈して危険水位が上がってくるのである。

1、明治時代の風水害

明治に発生した風水害で最も甚大な被害を受けたのは、明治

四〇年八月二日～二八日（降水量三二六 μ ）と同四三年八月六日～一日（降水量三七〇 μ ）である。

これはもちろん本町のみでなく県下全域にわたり、「五〇万県民挙げて死地に陥った大厄」と記録されている。この未曾有の大水害は、明治維新後約二〇年間の山林乱伐に基因するところが大きいとされ、明治四四年御料林（現恩賜県有林）の下賜があり、治山治水対策として造林の重要性が強調されてきたのである。この水害は、富士川沿いの部落がひどく、西島、手打沢、下田原、八日市場地区が大きな被害を受けたのである。

2、大正時代

明治四〇年、四三年の大水害を契機に森林育成に努めた結果この年代に至ってようやくその効果が現われ、台風の上陸は毎年あったが比較的大水害もなかった。

3、昭和初期

明治の大水害以降、治山治水の思想は高揚され、それにとまない諸般の施策も推進されたため、昭和一〇年九月二一日～二六日の雨台風によるものを除いて、初期にあっては全町的な大災害はなかった。ただこの雨台風は総雨量四一九 μ 、貯と高く、特に手打沢の旧県道沿いの住居の大半は、欠壊流失しその惨状は目を覆うものがあった。

4、最近の台風災害

大正から昭和初期にかけては比較的大水害もなくすんだが、第二次世界大戦にさいし、戦中戦後を通じて森林の乱伐、食糧増産のための急傾斜山林の開墾などにより、山の状況は悪化し

昭和二年には、カスリン台風、三年にはアイオン台風、四年にはキテイ、デラ台風等によって各地に被害を受けたが、遂に昭和三四年、四一年と本町災害史上未曾有の被害をもたらした台風に直面したのである。

(イ) 七号台風の概況

昭和三四年八月二日午後から三日にかけて、前線活動による大雨が降り、富士川をはじめ各河川がかなり増水していたところへ、七号台風の襲来となったので明治四〇年以來の大水害となった。台風が速く、衰えずに八月一日午前六時半ごろ駿河湾から上陸、富士川に沿って北上、本町もその進路となったので、瞬間最大風速四三・二ノズに達し、最大雨量六〇〇ノズ（甲南中学校観測二五二ノズ）甲府地方気象台創立以來という空前の大暴雨となり、本町にあっても国道をはじめ、町道その他主要路線は崩壊し、河川のはん濫、橋梁の流失、家屋の倒壊、農産物の損傷などまことにひどい状況を呈し、その被害総額は四億九千万円におよび、特に四名の死者をも出したほどであった。

(ロ) 一五号台風の概況

台風七号の恐怖がまだ消え去らず、大災害の傷跡も生々しい九月二六日夜半、超大型台風（伊勢湾台風）が来襲し全県にわたり、最大雨量四八七ノズ、平均最大風速二九・八ノズ、瞬間最大風速三七・二ノズに達する暴風雨に見舞われた。

この台風被害の特徴は、水害よりもむしろ風害によるものが大きく、強風は三時間余におよび、風速から判断されるもの以上

に風害を受けた。したがって家屋の倒壊、損壊が多かった。本町の被害状況は、重軽傷五人、家屋の全壊五二戸、流失一戸、半壊二一四戸、田畑の流失一一畝、道路の欠壊三三か所、橋梁の流失四か所となっている。

(ハ) 台風二六号について

昭和四一年九月三日に発生した台風二六号は、漸次発達して速度も四〇ノズから六〇ノズとなり、発生からわずか二日後の二五日零時に静岡県御前崎付近に上陸した。その後さらにスピードをはやめ、午前一時ごろ本県南部にはいり、富士山の西側から本町をかすめた。通過時間わずか二時間の短時間であったが、降雨量は一時間に一〇〇ノズをこえる集中豪雨に見舞われたため、予想もなかった大被害を受けたのである。

そしてその復旧事業は、公共土木の八三件、二億二百五十九万円、農地関係八四件、三千二百八十二万円、農業用施設一六六件、三億六百九十六万円の巨額の費用を要し、それに昭和四三年八月二九日台風一〇号の分まで加えると七億近い事業費になる。

このたび重なる災害からぬけ出ようと約五年間、被害者の努力と、国・県をはじめ各関係機関の総力を挙げての強力な措置によって、ここに復旧改良工事は一応終わったのである。

この町誌にも、いくつかの生々しい写真を掲げ、悲惨な記録をとどめるとともに、復旧なった護岸や橋梁、道路等が、地域の安全と、産業・文化・交通に多大の寄与をなしていることを信じながら、今後の災害の根絶と町繁栄を祈念するものである。

る。

過疎の中に生きる

山とともに育ち、山を友として暮らしてきた郷土中富、そこにはきびしい自然のおきてに苦しみ、やさしい自然の愛にはほえんだ人間の歴史が刻まれている。

里人は長い歴史の中で、この自然との戦いを通して不屈の根性を培い、出稼人として生活領域を広げ、また狭い耕土に挑戦して「耕して天に至る」意欲を燃やしてきたのである。いま経済の高度成長の中で、農山村人口の加速度的な減少は、農村らしからぬ農村を生み出し、人口減のナダレ現象は本町にも押しよせ、昭和三五年から四〇年の人口減少率一〇割以上の全国町村八五八の仲間入りをしたのである。そして現在の農民や農家の分類をそのまま肯定すれば、「減る農民、減らぬ農家」という農業構造を現出し、勤労所得の約四割に過ぎない農業収入の農家に転落し、生産性の低さを如実に示している。

過疎は、現在必ずしもはつきりした概念のもとに認識されているとはいえない。経済審議会では『過疎』を、「人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難になった状態、たとえば防災、教育、保健などの地域社会の基礎的条件の維持が困難になり、それとともに資源の合理的利用が困難となって、地域の生産機能が著しく低下する。」と理解している。そして人口減少の結果、人口密度が低下し、年齢構成の老齢化が進み、従来の生活パターンの維持が

困難となりつつある地域では、過疎問題が生じるのである。

法律ではこれらの概念をふまえて次の二つの要件に該当する市町村を「過疎地域」として各種特別措置の対象とすることになっている。

- (1) 昭和四〇年の国勢調査人口の昭和三五年対比減少率、一〇割以上。
- (2) 昭和四一年度から昭和四三年度までの財政力指数の平均値、

四〇割未満。

ただここで注意しなければならないのは、過疎地帯とは、これまでにいわれた辺地とか、へき地とは本質的に異った立場から把握されるべき概念であるということである。「過疎」は社会の発展に伴って生ずる新しい社会構造的変革の一つの形態である。辺地またはへき地も法規上のことではないが、この方は地域の距離的条件、交通事情、経済文化的条件などから示すもので、山間部や、離島などが該当する場合が多いが、実際には、へき地地帯が過疎現象をおこすことは、その構造化から納得できることである。

ここでいう過疎化現象は、直接人口密度を指すものでなく、一定の時点における減少傾向をとりあげてのことである。人口密度からすれば別表に示すように、本町は山梨県平均より密である。

町	のた ごとの 1km ² り密度
山梨県	170.9人
中富町	193.1人
鵜沢町	146.9人
早川町	17.7人
身延町	93.9人
六郷町	387.0人
下部町	82.3人

従って人口密度からすれば、「適疎」ということばもあるといえる。

さて、戦時中一時よそから疎開してきた者や、各地から復員したものがふるさととの地で生活できるほどこの地域の立地条件がよくもなかったし、それにその人だちを受け入れるだけの産業もなかったのである。だからその人だちは東京や横浜方面に、新しい生活の場を求めて、ふるさとを去っていった。このことは、この地域だけに限られたことではなかったが、山梨県が特にそうであったように、河内地方は、県内でも最も激しく人口が減少した地域であった。

中富町発足後も国の経済が急激に成長するにつれて、都市と農村との所得格差が広がり、都市への集中化に拍車がかけられた。そのため今までたんに、出稼ぎ的人口移動から家族ぐるみの流出がはじまったのである。

人口の減少を出生率でみるときは、昭和三五年一・五割、同四二年一・四割と出生にあっては極端な差はなく、死亡率から考えてもその自然減は、漸減にとどまっているが、人口の転出と転入を差引いた社会減は、昭和三五年に二・一割、同四二年には三・一割と激減し、この事実が過疎現象を呈する原因をなしている。そしてその転出の年齢層は、漸次若年層に多くなり、町内の年齢構成は老齢化を示してきているのである。

このように社会的、経済的基礎がぐらつく、いわゆる全国的な過疎現象を本町にみるとき、次のような条件が原因をなしていると思われるのである。

1、河内職人の代表的な地域で、昔から出稼ぎ職人が多かった。

町村疎過適用法

区分 市町村名		人口		人口減少率 40年 / 35年 (%)	41年度～43年 度3か年間平均 財政力指数	人口密度 (人/km)
		35年国調	40年国調			
1	武川村	4,834	3,714	△23.2	0.202	61.7
2	白州町	6,677	5,370	△19.6	0.216	39.9
3	三富村	2,750	2,251	△18.1	0.208	16.6
4	小菅村	2,021	1,659	△17.9	0.113	31.9
5	芦川村	1,734	1,452	△16.3	0.089	39.3
6	中富町	9,783	8,286	△15.3	0.185	193.1
7	丹波山村	2,261	1,966	△13.0	0.154	19.4
8	秋山村	3,105	2,717	△12.5	0.129	60.7
9	牧丘町	9,892	8,742	△11.6	0.202	85.4
10	明野村	5,988	5,304	△11.4	0.205	184.0
11	道志村	3,108	2,761	△11.2	0.162	34.8
12	須玉町	11,727	10,482	△10.6	0.235	60.2
13	下部町	12,028	10,758	△10.6	0.247	82.3
	小計	75,908	65,462	△13.8	0.181	58.3

2、土地の狭隘から遺産相続は長子単身の相続が通例で、民法改正後も次男以下には魅力がない。

3、農業は近代化される方向にはあるが、まだ必ずしも採算のとれるまでにはいっていない。

4、マスコミの発達で、地域の人にも都市的意識が高まった。

5、交通、通信等、情報活動の発達で若い人たちの価値観に、ギャップが生じてきた。

このように新しい時代の波が過疎という現象でおしよせて来た今日、私達はそのまま見過ごすわけにはいかない。失われゆくふるさとを、もう一度総点検して生き抜く必要にせまられてきたのである。

過疎対策の方向

1、中富町の特性を考慮しながら、農林業を採算のとれる産業として育成する。

2、和紙工業を中心に地場産業の振興を図る。

3、適切な工場を分散誘致して、労働力の有効配分を考える。

4、豊かな自然を保護利用して、都会人のいこいの場を提供する。

5、学校統合を実現するとともに、教育施設の整備拡充を図る。

6、町営の各種住宅を逐次建設して住民生活の安定を図る。

7、若い者の、町を興す意欲を高めるための各種施設を整備する。

8、総合的な町づくりを進めるため、道路網の整備を優先する。

9、地域住民の生活水準を向上させ、公共サービスを提供するため集落の再編成を考慮する。

農村の人口流出には、その地帯の実情によっていろいろなケースがある。たとえば、冬季積雪などのため一定期間他出し、はないが耕地面積が大きいため夏季農繁期には必ず帰省しなければならないとか、また別の地帯では、よい自然条件に恵まれているが、耕地面積が比較的に小さい上に機械化による労働力の余剰からその流失が起る場合等があるが、本町などは耕地が狭く（平均反別三七ㇺ）その上傾斜地が多いため、それからくる所得が低い。それらの格差をうめ合わせるのに、他に現金収入を求めるケースが多い。したがって生活が向上するにつれて、他郷にあって生活の活路を求めてきたものである。

本町としては、このことから「繁栄条例」を制定して出産の奨励につとめるとともに、人口減の最大の原因である社会減をくいとめるための方策を、昭和四五年度を初年度として発足する「長期総合計画」の大きな柱としたのである。

現在においては、住居でも職場でもない、いわゆる第三の空間が拡大している。ここでは社会的地位や身分から解放された匿名の個人的立場で行動でき、そのことが若者の一つの魅力となっている。その反面社会連帯意識を薄め、秩序や責任を軽視する傾向を助長している。

就職、進学による青少年層のふるさと離脱を防ぐため、この総合計画書の中には、県立農業大学校進学の奨励金支給、地場産業就職者への助成金などの支給規程を定め、さきの繁栄条例の中に織り込み、昭和四五年度より実施することにしたのである。

さきにも述べたように、地域住民人口の再生産が困難になるよう

な人口構成、構造にたちいたることによって、経済的な地域機能が低下する状態を来たし、やがて本町でみるような農業生産の困難、粗放化と進み、地域社会の基礎的条件の維持が困難となってくるのである。

社会的災害に破壊されようとするこの町にどう対処していくか、新しい視点が必要である。ただ、地域の人は決して将来を悲観してはいない。先年行なった「山村住民の意向」調査でも、「自分の村が今後発展する」とみるものが三九割、「現状維持」が五〇割、「衰退する」が一割という統計的な結論になっている。それだけに、将来に対しそれほど危機感を覚えていない地域住民に、福祉のためのあたたかい行政の手をさしのべなければならぬのである。

広域行政の方向

昭和三十一年九月末で町村合併法が失効（三年間の時限立法）した時には、九千五百八十二あった町村が三千四百七十七に激減、さらにその後も特例法などで減り続け、今日現在（四六年二月一〇日）で五百九十四市、千九百九十六町、六百七十六村になっている。

こうして零細な町村が整理統合され、財政の建て直しに向かってきた現在、人口移動・交通・通信手段の発達・社会経済の進展は異常ともいふべきほどの急激であり、かつ、大規模になってきたのである。

このようなことは従来の伝統的行政空間の狭隘化をもたらし、地方行政の広域化が必要となり、自治省は昭和四四年から広域市町村

圏の設定に乗り出してきたのである。

広域化という概念は必ずしも明確ではないが、市町村の区域を越えた生活圏合併であり、自治省は全国を約三百五十の広域市町村圏に分け、効率的に公共投資を進め住民の生活上を図ろうとするものである。

このことから過疎町村にもその気運が盛り上がり、富士川をはさんでの西八代郡と南巨摩郡を一九とした「峡南広域行政圏」の設定に動いている現状である。

これは前述のように一足とびに町村合併に進むものではなく、町村行政区画はそのまま、いまの一部事務組合をさらに発展させるような形の上で開発の推進に当てこころとするものである。

現在、次のような計画を主体として策定にとりかかり、昭和四六年度自治省の認可を得ようとしている。

峡南広域圏プラン

一、交通ネットワークの整備

圏域内の社会的経済的連けいを強化して、広域生活圏を形成するために、道路網の整備・充実を行なう。

二、消防防災計画

常設消防は一部事務組合方式によって設置する。

三、生活環境整備計画

ごみ処理・不燃物処理・し尿処理・火葬場の共同設置

四、保健衛生整備計画

医療機関の充実をはかるため、総合病院の高度な施設整備と、圏域内の無医地区に対する患者輸送車の配置。常備消防の配置に

伴う緊急業務体制の確立をはかる。

五、社会福祉整備計画

圏域内は老人人口が高率のため、養護老人ホーム等の共同設置。

六、教育文化整備計画

住民センター、スポーツ広場を設置し、圏域内住民のレクリエーションの場を確保する。

七、行政の合理化

(イ) コンピューターを導入して、共同計算センターを設置。これに伴い、税務・水道・給与・統計業務等の共同処理化をはかる。

(ロ) モーターグレーザー等を共同購入し、崩壊しやすい町村道の整備をはかる。

(ハ) 職員の共同研修と人事交流。

(ニ) 用地取得の共同化をはかるため開発事業団を設置する。

(ホ) 行政機関を広域事務処理システムとするため、公平委員会・教育委員会などを共同設置して事務の高率化をはかる。

過疎地域対策を内蔵して発想したこの広域市町村圏構構が、新しい住民意識の芽生えの中で、一体的開発の道を歩みつつ、公害のない緑豊かな生活圏として実現することをひたすら願うものである。

振興計画の概要

昭和四五年五月一日「過疎地域対策緊急措置法」に基づき、本町も該当町として自治大臣によって公示されたので、さきに策定され

た「長期総合計画」をふまえながら「過疎地域振興計画」を立て、九月には町議会において議決をみたのである。

この計画の実現は本町第二れい明期への始動であると考えられる。

実施計画の概要

一、計画期間

昭和四五年から四九年までの五か年間

二、主要施策

(一) 交通通信体系の整備

- 1、基幹町道一〇キロ、その他町道一五キロを改良する。
- 2、町道舗装は基幹町道を優先して、五年間に三五キロ実施する。

3、橋は一八箇所改良する。

4、農道は四キロ新設改良するとともに、一・五キロを舗装する。

5、林道を里山開発事業の導入によって六キロ新設する。

6、全町有線放送(屋外スピーカー)の設置と、スクールバス、医療バス等の中間利用による中心部落間の町営バス事業の実施。

以上の計画実施に伴う総事業費は概算四億八千六百万円

(二) 教育文化施設の整備

- 1、一町一校の統合中学校の早期実現をはかる。鉄筋コンクリート建三六五〇平方呎。

2、統合中学校の付帯設備として、屋内体操場鉄骨一〇〇平方呎、給食施設、五〇メートルプールの建設をする。

- 3、小学校屋内体操場を静川・西島・原の三校に建設する。
- 4、西島・平須・大塩・矢細工・切石に公民館または部落集会場を建設する。

- 5、町民広場を新設し、これに夜間照明を施設する。
- 6、中山に生活改善センターを建設する。

以上教育文化施設等の概算経費は三億一千六百万円

(三) 生活環境施設等の整備

- 1、ごみ処理施設を峽南衛生組合(四町の事務組合)の中に設置する。

- 2、未設置地区(下田原)に簡易水道施設を設ける。

- 3、老人を対象にしたホームヘルパーを増員する。(現在一名を二名に)

- 4、乳児(三歳未満児)を収容するため、保育所の増築をはかり婦人の労働力を活かす。

- 5、町営住宅を六〇戸(数か所に分散)建設する。

- 6、患者輸送用マイクロバスを導入して、医療機関と辺地との間を運行する。

- 7、高齢者の医療費を公費で負担する。(当分七五歳以上)

この経費は概算六千五百万円

(四) 農林業其の他産業の振興

- 1、養蚕協業化の奨励
- 2、西島手すき和紙工業の合理化推進
- 3、椎たけ・茶・ハウス園芸等特殊産物の奨励
- 4、国道沿いの数か所に町営駐車場の設置

- 5、定着する若者のために奨励金の給付
 - 6、民宿村(平須・堂平)の育成
 - 7、里山再開発の実施
- これら振興のための経費は概算四千万円

山を治め、水を治めるためにたたかい続けてきた先人たちの長い歴史。中富町もいまや新しい時の力によって開発され、これら計画が単なる机上プランで終わることなく、ますます希少価値となった資源を保護しつつ、さらに後世へ伝えるのは現代に生きる人々の使命である。

「繁栄条例」のこと

近代的な地方自治法が施行されて二〇年余、いまや地方自治は市民の自由の保障ということから一步前進して「母の体内から墓場まで」の人間の幸福を内容として考えていかなければならぬ時である。

人間が月に到着し、生物の生命からいっても、臓器の移植が可能となり、石油から食肉がつくられ、人工飼料で菌がつくられるなど本町が発足した当時と比較してずいぶん変わってきたのである。

こうした時点に立つて考えねばならぬことは、そうした進歩と並行しておこる人間疎外の諸条件を、政治の力で取り除くことである。

公害、住宅難、交通難、これら過密、過疎をバックにして、最近

とくにクローズアップされ、社会問題となっていることは、別項で述べたとおりである。

「中富町繁栄条例」も過疎化の進行からくる、理論的には人口零地帯となる現況をくいじめ、豊かな町づくりと明るい町づくりが、同じ速度で進む人間尊重の行政を、との願いからである。

中富町繁栄条例

(目的)

第一条 この条例は本町発展の基盤である道路網の整備と産業の振興と相まって生活の安定を期し、以って定住人口の増加を図り、若い労働力を定着させ、地域開発と地場産業を育成し、明るい豊かな町造りを進めることを目的とする。

(手当奨励金の支給)

第二条 出産手当は扶養者に、結婚手当は実質的な仲人に、保育手当は保護者または扶養者に、奨励金は定着者にそれぞれ支給する。

(支給の範囲と額)

第三条 前条に規定する出産手当を受けることができる範囲は中富町に住所を有し、現住するもので、四人目以上の出産児について祝金として二〇、〇〇〇円支給する。

2 結婚手当は中富町に定住することを確認し婚姻を成立させた者一組に対し奨励金として五、〇〇〇円支給する。

3 保育手当は第一項の該当児が保育所に入所した時に祝金として保育料の全額を支給する。

4 中学校および高等学校を卒業し、本町に定着の上、一定の職

業に従事し地域の発展に協力する者に奨励金として二〇、〇〇〇円支給する。

5 農業研究をこころざし、山梨県立農業大学校に入学した者で、卒業後本町の指導者となる者に奨励金として二五、〇〇〇円支給する。

6 中学校または高等学校を終えて町外に就職した者が、卒業後二か年内に町内に帰り定着した者に奨励金として二〇、〇〇〇円支給する。

(支給の申請)

第四条 奨励金の交付を受けようとする者は在籍学校長または就職先の事業主が町長に文書で申請しなければならない。

(支給の決定)

第五条 町長は前条の規定による届書および申請書を受理したときはこれを審査し、すみやかに適否を決定し本人に交付するものとする。

(奨励金の返還)

第六条 奨励金受給者にして三年以内に離町する者については当該奨励金の返還を求めることがある。

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に關し、必要な事項は規則で定める。

この条例は、昭和四四年一月一日に公布（昭和四三年中富町条例第十八号）したものを昭和四五年六月に廃止し、同時に新たに制定したもので、その改正した内容は、第三条に四、六項を加えたものである。

この改正は出産、育児、結婚について、本町に定着するものへの心くばりである。これは農業、製紙等の地場産業の育成、工場誘致による労務配分などを盛り上げる一石になることの願いからである。

なお、六項のUターンについては、甲府二高地理クラブで四四年一月に集計した「転出した人たちは、中富町についてどのような考えを持っているのか」のアンケートの一部を次に付記しておく。

「あなたはなぜ転出されたのですか」の問いに対して、

。よい働き場所がなかったため。

。学問を身につけ、見識を広めるため。

。町内には現在の生活を満足させる産業、文化等が不足している。

。通勤が不便だから。

。次男（三男）だから生活できない。

以上の順位であるが、その中で「転出してよかった」とするものが七〇割、「よかったと思わない」ものが三〇割ある。

次に「郷里がどのようになれば帰省しますか」に対して、

。もつと農業が楽になれば。

。よい職場が町内に用意されれば。

。兼業農家として成り立つ条件がかなえられれば。

。文化、娯楽等若い人たちの生活環境が整備されれば。

。交通が便利になれば。

このように、農業問題、工場誘致、文化施設、交通問題などの要望が強いのである。また、この離町追跡調査によれば、離町してよ

かったとしても、家屋敷は残しておきたい。避暑地としておく。畑など植林しても家はこわしたくない。など一応の郷愁はもっているのである。

むすび

本町は、昭和二九年八月一七日町制を施行以来、この町誌編さん企画した昭和四四年をもって十五周年を迎えたのであるが、これを明治四年の置県から起算すれば九七年めにあたる。

町村合併は、明治二二年の町村制施行にあたり、七万余町村を一萬五千に合併し、旧町村を現在の大字としたいわゆる明治の大合併は別として、近代的意義における自治制の確立を見たのは、昭和二二年制定の「地方自治法」以後のことである。そして昭和二八年九月一日法律第二百五十八号をもって公布、同年一〇月一日から実施せられた「町村合併促進法」の制定によって、中富町もまた誕生のいとぐちをつかむことができたのである。

当時すでに合併は待望しておったことでもあり、町村規模の適正化からくる行財政の力を増大して、自治体の育成強化を願うことで、本質的にはだれも異存はなかったのであるが、生活優先という観点から、幾多の障害がとり上げられ、紛争も起こり、その現われとして、不即不離の関係を保っていた西島、大須成、静川、曙、原、共和の六か村合併は、二九年にはついに実現できなかったのである。

そして地域住民の意見調整が遅れた原村が翌年回しになり、また合併について不満があっても、事前の分村など行わず、全村合併をたて前とした当時の自治省の方針（町村合併促進法第十一条ノ三項）で、共和村がいったん下部町に合併し、三一年になって知事勸告による分町で、下田原および宮木が中富町に編入する等、総決算までにはうよ曲折があった。

地方自治法が制定されて二三年目にはいった今日、広域行政圏の設定などの風潮から町村自治の前途はなお流動的で、再度の合併等が実現される可能性もないではないが、一応地域的に在るべき規模、形態におちついているので、ここに合併前の各旧村の歴史的事実を探求するとともに、新しい方向、ビジョンをとらえながら、あすへの飛躍を可能ならしめることを信じつつ、この町誌に大きな夢を託するものである。

歴史は伝説ではない。またたんなる年代記でもない。私たちに、この地に家があり、祖先のふん墓があり、その中に先人があり、誇りとする旧跡もある。いま私たちが祖先の遺業を顧みつつ、そこから新しい生命力を与えられ、未来への国づくりを志すとき、真に歴史は生かされるものであろう。

わが中富町の々期待される未来像々それは住む人と自然と産業とが調和する新しい姿である。

今後予想される社会の変化の中にあつて、生きがいある生活のタイプは快適な自然で豊かな人間生活と効率的な経済活動とを配するところにある。

「新しい酒は、新しい皮袋に盛らねばならない」といわれるが、

過密や過疎でいくたのひずみが生じた今日、くずれいく村落社会をささえてくれる青年の定着のためにも、新しい町土を造成せねば、むだに清新な活力を圧殺することにもなるう。

人口の過疎化を内蔵しながらも、生活水準の向上、日常生活圏の拡大などに対応して、住宅、上・下水道、街路、文化娯楽施設、清掃処理等都市的な整備をすすめ、農業振興地域設定などの中で、用途地域の決定、土地の合理的利用等魅力ある地域づくりに当たり、長い歴史の中を受け継がれてきた貴い資産をより豊かにして次の世代へ引きついでいくべき責任を感ずるのである。

このような歴史的すう勢と将来の展望の上に立つて本町の長期総合計画が樹立されたのであるが、それと機を一にして、この町誌が刊行されることは、まことに意義深いことである。

